



延 監 第 97 号
平成 25 年 12 月 26 日

延岡市北川町長井 4940 番地
岩 崎 信 様

延岡市監査委員 後 藤 和 則



同 安 藤 辰 男



同 本 部 仁 俊



住 民 監 査 請 求 に つ い て (通 知)

平成 25 年 12 月 10 日付延監第 92 号で収受した地方自治法第 242 条第 1 項に基づく標記請求について請求内容を審査した結果、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

(却下理由)

本件請求は、平成 25 年 8 月 29 日になされた監査請求（本市図書館電算システム更新委託業務契約の締結及び契約に係る支出が地方自治法、本市契約規則及び地方財政法に反するものであるので、延岡市長等は連帯して与えた損害を補填すること及び同様の違法な随意契約の再発防止に必要な措置を講じることを勧告することを求めたもの。以下「第 1 回請求」という。）に、新たに、当該契約は違法な官製談合であり、延岡市は損害を発生させた者に対して、損害賠償の請求、不当利得の返還請求を怠っているとして、契約の相手方にも損害賠償請求及び不当利得の返還請求を行うことを勧告すること等を追加して求めたものである。

第 1 回請求については、当該行為がいずれも地方自治法第 242 条第 2 項に定める期間を経過しており、また、同項ただし書きにいう「正当な理由」があるとは認められないことからこれを却下したところである。

本件請求の要件を審査するに、本件請求は、当該行為に加え、法第 242 条第 1 項に定める財産の管理を怠る事実についても監査請求されているが、判例では、特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、怠る事実に係る請求権の発生原因である当該行為のあった日又は終わった日を基準として法第 242 条第 2 項の規定を適用すべきものと解するのが相当であるとされている。その理由とし

て、判例は、法第 242 条第 2 項の規定により当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過した後になされた監査請求は不適法とされ、当該行為の違法是正等の措置を請求することができないものとしているにもかかわらず、監査請求の対象を当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使という怠る事実として構成することにより同項の定める監査請求期間の制限を受けずに当該行為の違法是正等の措置を請求し得るものとするれば、法が同項の規定により監査請求に期間制限を設けた趣旨が没却されるものといわざるを得ないからであると判示している。

以上の理由から、本件請求にある当該行為及び当該怠る事実のいずれについても法第 242 条第 2 項の期間制限の適用があることから、本件請求は第 1 回請求と同様、請求要件を欠いており、却下するのが相当である。